

「島根県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱」新旧対照表

改 正 後	改 正 前																													
<p>(通則) [略]</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>(流用の禁止)</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>(3)・(4)・(5)</u> [略]</p> <p>第4～第14 [略]</p> <p>附則</p> <p>[中略]</p> <p><u>附 則(令和5年5月 日)</u> <u>この通知は、令和5年5月 日から施行し、令和5年4月1日以後に実施する事業から適用する。</u></p> <p>別表1～別表4 [略]</p>	<p>(通則) [略]</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>(流用の禁止)</p> <p>第3 次に掲げる流用をしてはならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 別表1の区分の欄の2の経費の欄に掲げる(1)(2)及び(3)の事業と(4)の事業の相互間における流用</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>第4～第14 [略]</p> <p>附則</p> <p>[中略]</p> <p>[追加]</p> <p>別表1～別表4 [略]</p>																													
<p>別記様式第1号(第4関係)(その1)</p> <p>(別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)</p> <p style="text-align: center;">年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>3 経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">総事業費 <u>(A)+(B)+(C)+(D)</u></th> <th rowspan="2">補助事業に要する 経費 <u>(又は補助事業に 要した経費)</u> (A+B)</th> <th colspan="4">負担区分</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>国庫 補助金 (A)</th> <th>都道府県 (B)</th> <th>農地中間 管理機構 (C)</th> <th>その他 (D)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	総事業費 <u>(A)+(B)+(C)+(D)</u>	補助事業に要する 経費 <u>(又は補助事業に 要した経費)</u> (A+B)	負担区分				備 考	国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)								<p>別記様式第1号(第4関係)(その1)</p> <p>(別表1の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)</p> <p style="text-align: center;">年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(〇〇〇〇)交付申請書</p> <p>[中略]</p> <p>3 経費の配分及び負担区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業費 (A+B)</th> <th colspan="2">負担区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>国庫補助金 (A)</td> <td>その他 <u>(B)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考			国庫補助金 (A)	その他 <u>(B)</u>	
区分				総事業費 <u>(A)+(B)+(C)+(D)</u>	補助事業に要する 経費 <u>(又は補助事業に 要した経費)</u> (A+B)	負担区分				備 考																				
	国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)			その他 (D)																								
区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考																										
		国庫補助金 (A)	その他 <u>(B)</u>																											

	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。
 2 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届けを提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その2)
 (別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)
 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(○○○○)交付申請書

[中略]

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 <u>(A)+(B)+(C)+(D)</u>	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) <u>(A+B)</u>	負担区分				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名を記載する。
 2 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届けを提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その3) [略]

別記様式第1号(第4関係)(その4)
 (別表4の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)
 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(○○○○)交付申請書

合計				

(注) 区分の欄は、別表1の区分及び経費の欄の事業名を記載する。
 [追加]

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その2)
 (別表2の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)
 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(○○○○)交付申請書

[中略]

3 経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費 (又は補助事業に要した経費) <u>(A+B+C+D)</u>	負担区分				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

(注) 1 区分の欄は、別表2の区分及び経費の欄の事業名を記載する。
 2 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第15の1の交付決定前着手届けを提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第1号(第4関係)(その3) [略]

別記様式第1号(第4関係)(その4)
 (別表4の区分の欄に掲げる事業を実施する場合)
 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(○○○○)交付申請書

[中略]

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する 経費 (又は補助事業に 要した経費) (A+B)	負担区分				備考
			国庫 補助金 (A)	都道府県 (B)	農地中間 管理機構 (C)	その他 (D)	
	円	円	円	円	円	円	
合計							

(注) 1 区分の欄は、別表4の区分及び経費の欄の事業名を記載する。
 2 備考欄には、消費税仕入控除額を減額した場合には「減額した金額 ○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。
 また、実施要綱第14の1のただし書きによる交付決定前着手届けを提出した場合には、着手年月日及び文書番号を記入すること。

[後略]

別記様式第2号(第7関係)～別記様式第6号(第13条第1項関係) [略]

別記様式第7号(第13条第3項関係)
 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(○○○○)消費税仕入控除税額報告書

[中略]

4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
 (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 ・消費税確定申告書の写し (税務署受付済のもの)
 [略]

5 [略]

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
 []
 (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

[中略]

3 経費の配分及び負担区分

区分	事業費 (A+B)	負担区分		備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
合計				

(注) 区分の欄は、別表4の区分及び経費の欄の事業名を記載する。
[追加]

[後略]

別記様式第2号(第7関係)～別記様式第6号(第13条第1項関係) [略]

別記様式第7号(第13条第3項関係)
 年度農地集積・集約化等対策事業費補助金(○○○○)消費税仕入控除税額報告書

[中略]

4 補助金返還相当額(3-2) 金 円
 (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
 ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
 [略]

5 [略]

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
 []
 (注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し <u>(税務署受付済のもの)</u> 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し <u>(税務署受付済のもの)</u> <p>[略]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し <u>(税務署の收受印等のあるもの)</u> 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し <u>(税務署の收受印等のあるもの)</u> <p>[略]</p>
<p>別記様式9号～第10号 [略]</p>	<p>別記様式9号～第10号 [略]</p>
<p>(別記) 担い手集積支援金交付事業</p> <p>第1 目的</p> <p><u>中山間地域等において農地中間管理機構（以下「機構」という。）を活用して、農地の集積・集約化を行う担い手を支援することにより、地域の農地を次世代につなぐ「地域の農地維持」を進めることを目的とする。</u></p> <p>第2 事業実施地域</p> <p>1 対象地域</p> <p>支援金の対象となる地域は次の(1)から(5)までの地域とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援</p> <p>1 [略]</p> <p>2 交付要件</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3)対象地域は、以下の要件を満たす「地域」とする。</p> <p>① 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プラン <u>又は地域計画</u> のエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限る）。</p> <p>② 以下のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プラン <u>又は地域計画</u> の作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。</p> <p>イ アによりがたい場合には 10ha 以上のまとまりのある農地で人・農地プラン <u>又は地域計画</u> の作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>3 一度定めた「地域」取扱い</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(別記) 担い手集積支援金交付事業</p> <p>第1 目的</p> <p><u>農地中間管理機構（以下「機構」という。）から農地を借り入れる認定農業者等の担い手を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速することを目的とする。</u></p> <p>第2 事業実施地域</p> <p>1 対象地域</p> <p>支援金の対象となる地域は次の(1)から(5)までの地域とする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3)過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）</u></p> <p>第3 [略]</p> <p>第4 農地をまとめて借り入れる認定農業者への支援</p> <p>1 [略]</p> <p>2 交付要件</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3)対象地域は、以下の要件を満たす「地域」とする。</p> <p>① 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プラン _____ のエリアに含まれていること（区域の外縁が明確である場合に限る）。</p> <p>② 以下のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プラン _____ の作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。</p> <p>イ アによりがたい場合には 10ha 以上のまとまりのある農地で人・農地プラン _____ の作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの。</p> <p>(4)～(5) [略]</p> <p>3 一度定めた「地域」取扱い</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) ただし、本支援金の交付を受けた後に人・農地プラン <u>又は地域計画</u> の対象区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直す必要があると市町村長が認める場合は、知事と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができる。</p> <p>[後略]</p>	<p>(2) ただし、本支援金の交付を受けた後に人・農地プラン _____ の対象区域が変更された場合など、その後の事情の変化で「地域」の範囲を見直す必要があると市町村長が認める場合は、知事と協議の上、「地域」の範囲を見直すことができる。</p> <p>[後略]</p>
---	---